

令和五年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第二号）

---

令和五年九月六日（水曜日）

---

出席委員（十三名）

委員長 吉村 忠 男

副委員長 三上 道 人

委員 石澤 貴 幸

五十嵐 忍

前田 信 一

藤林 公 正

浅利 直 志

阿部 祐 己

奈良 完 治

奈良岡 文 英

相馬 勝 治

小野 稔

---

欠席委員（一名）

委員 横山 哲 英

---

説明のため出席した者

町長部局

町

長

平田 博 幸

副町長	五十嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	高木 秀光
財政課長	三上 孝之
経営戦略課長	石澤 岩博
税務課長	佐々木 克尚
住民課長	石井 孝
福祉課長	葛西 昭仁
農政課長農委事務局長併任	舘田 康彦
建設課長	鳴海 浩司
上下水道課長	木村 文徳
会計管理者・会計課長	高木 勝則
監査委員	福士 竹志
選管委員長	加福 孝二
農業委員会会長職務代理者	佐藤 秀子
教育長	羽賀 義易
学務課長学校給食センター所長兼務	佐藤 康文
生涯学習課長	佐々木 泰人

---

事務局職員出席者

事務局 長  
係 長

木村 宣文  
大崎 光喜

---

審 査 日 程

- 議案第六十四号 令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件  
議案第六十五号 令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件  
議案第六十六号 令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件  
議案第六十七号 令和四年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件  
議案第六十八号 令和四年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件
- 

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 令和五年九月六日

開 議 午前十時〇〇分

○委員長（吉村忠男君）

ただいまの出席委員数は十二名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会します。

審査日程に従い、本日は議案第六十四号令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件をはじめとし、全部で五件を審査する予定です。

各事業会計について、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第六十四号令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

おはようございます。それでは、議案第六十四号令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、ご説明申し上げます。

まず初めに、令和四年度の実質収支についてご説明申し上げますので、決算書の二百四十二ページをお開き願います。

実質収支に関する調書におきます一の歳入総額は十七億二千六十七万四千八百三十六円、二の歳出総額は十六億五千九百六十八万五千六百九十九円となり、三の歳入歳出差引額並びに五の実質収支額については六千九十九万四千二百六十七円となったものであります。五の実質収支額のうち三千四百万円を基金繰入額として財政調整基金への繰入れを行い、残りの二千六百九十九万四千二百六十七円は翌年度へ繰越しするものであります。

続きまして、決算の概要についてご説明申し上げますので、二百十四ページをお開きください。

歳入についてであります。第一款国民健康保険税第一項第一目一般被保険者特別徴収国民健康保険税の収入済額が三千四十六万千百円、第二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税が三億二千二百六十六万五千三百一円となり、このうち一節基礎分現年課税分収入済額は二億千五百四十万六千六百十四円で、徴収率は九十四・八％となったものであります。

二百十六ページをお開き願います。

第四款県支出金第一項県負担金第一目保険給付費等交付金の収入済額は、十億九千七百二十四万九千四百八十一円で、国保制度の安定的な運営を図るための普通交付金であります。

第二項県補助金第一目保険給付費等交付金の収入済額は、六千三百六十八万七千円で、第一項県負担金と同様の考えに基づき、特別交付金として、二百十九ページの備考欄記載の区分費別に交付されたものであります。

次に、二百十八ページの第六款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の第一節保険基盤安定繰入金の収入済額は、一億九十二万二千五百三十四円で、国民健康保険税の軽減に対する公費負担分であります。

第七款繰越金第一項第一目の繰越金の収入済額は、三千五百十五万七千四百三十三円で、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、二百二十六ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目一般管理費の支出済額は、三千三百五万三千八百十三円で、職員人件費が主なものであります。

二百二十八ページをお開き願います。

第二款保険給付費第一項療養諸費の支出済額は、九億五千六百八十六万五千六百八十五円で、医療機関での受診や調剤、及び補装具等に対する療養の給付に要した経費であり、前年度対比約一億十三万円、九・五％の減となったもので

あります。

次に、二百三十ページの中段、第二項高額療養費の支出済額は、一億四千五十一万三千十九円で、一般被保険者高額療養費が主なものであり、前年度対比約千二百十七万円、八%の減となったものであります。

次に、二百三十二ページをお開き願います。

第三款国民健康保険事業費納付金第一項医療費給付費分の支出済額は、三億千二百五十九万五千七百七円で、県全体の保険給付費について、国、県費等の公費で賄われない部分を各市町村の所得水準等に応じて納付額を決定しているものであります。

二百三十四ページをお開き願います。

第二項後期高齢者支援金等分の支出済額は、一億千三百三十六万千六百八十三円で、医療費給付分と同様に、県で納付額を決定しているものであります。

続いて、同ページ下段にあります第六款保健事業費の支出済額は二千八十七万二千百八十二円で、二百三十六ページの特定健康診査等事業に係る費用が主なものであります。

二百三十八ページをお開き願います。

第九款諸支出金第一項償還金及び還付加算金の支出済額は、七百三十三万四千六百三十円で、返還金が主なものであります。なお、被保険者数、医療費や保険税などに係る過去五年間の動向については、別冊決算説明資料のとおりであります。

令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましての説明は以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑願います。

何か質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと、二百十六ページの県支出金であります。介護保険の財政的な運営の主なものは、県でも運営するというふうに移行された後の決算になるわけですけれども、その中で県補助金、県保険給付費等交付金十億ほど、保険給付費県補助金というのが六千三百六十八万ほどになって、内訳は次のページに書いてあるというんですけれども、その中で保険者努力支援分が六百五十二万、県特別調整交付金というのが千六十七万ほどになっておるんですけれども、この県補助金というのはこの四つの基準だけで決めているものなんでしょうか、その辺の補助金の内容について、明らかにしていただきたいと思えます。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

備考欄にございます保険者努力支援分に関しましては、特別交付金、すみません、被保険者の健康の保持増進に対する保険者努力として、特定健診特定保健指導等の実施のために、県のほうから交付されているものでございます。

それから、特別調整交付金分に関しましても、ヘルスアップ事業や、新型コロナウイルス感染症対策分として県のほうで市町村の所得、市町村に対して交付しているものであります。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

決算説明資料の中で、ページ数でいきますと、国民健康保険税、この負担が日本全体平均でいきますと、税と所得税、社会保険の負担がもう5割に近い、四十何%になっているのが平均的に出されているんですけども、その中でページ数でいきますと、一般被保険、ページ数は二百十五ページの保険税についてなんですけれども、被保険者が説明資料によりますと、三千六百九十人ほどだと。保険料一人当たり九万六千三百三十六円ほど出しているというふうな説明資料にあるんですけども、負担額の市町村、まだ全県一律の保険料はやっていないわけでありまして、我が町の負担の程度というのか、一人当たり平均すると九万六千円ほどになっているという説明資料があるんですけども、全県四十市町村があれば、その負担割合は町村別では真ん中ぐらいだという以前の説明も受けたんです、受けたことはあるんですけども、令和四年度においてはどのような水準なのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（佐々木克尚君）

お答えいたします。

見込みでございますが、令和四年度の青森県内の順位としましては、藤崎町は二十二位という見込みの順位が出ております。

以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

それは、何か令和四年度で公表されているわけなんですね。何かネットで調べれば出てくるとかそういうようなものなんですか。それとも、役場にはそういう情報は提供されているということなんですか。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（佐々木克尚君）

これは令和五年二月の時点での推計の順位ということでございます。

以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百十五ページに関わることであります。

その中で、監査報告書にもあるんですけども、二百十五ページの一般被保険者普通徴収国民健康保険税というのがございます。その中の三億二千万円ほどが収入済額になっているんですけども、基礎分滞納繰越分というのが調定額で七千二百八十八万円あるんですと。だけれども収入済額は千万、千十一万ほどであるんですと。収入未済額が六千万円ほど残っているんですというふうになっているんですけども、一旦滞納しますと、なかなか一年滞納しますと納められないというような実情もあるんですけども、この令和になってから、また平成の末から令和になってからも滞納額が伸びているわけですね。

また、滞納繰越分として収入があったのは七千万に対して千万円ほどだというようなことですけれども、この辺の解消、滞納繰越分の解消についてはどんな取組をなさっているのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（佐々木克尚君）

お答えいたします。

国保税の収納率に関しましては、昨年と比べれば今年は落ちましたが、若干少しずつではあります、収納率そのものは伸びております。

それに関しましては、職員も頑張っておりますし、滞納整理機構に移管して、機構のほうでも頑張ってもらっているということもあるかと思えます。

滞納ということで、どうしても国保税に関しましては、パートの方ですとか、自営業の方とか、無職の方、年金所得者と構成的に安定しない所得の方、また低所得の方が多いということで、収納率もほかの町民税に比べれば低い傾向がございます。そういったことで滞納繰越額も多くなっていくということで、全体の収納率も下がると、低いということは全体的、全国的な傾向でございます。

どうしてもそういうふうには、この国保税に関しましては、一般の例えば住民税であれば、特別徴収というものであれば、給料から天引きされてほぼ100%の収納率になりますけれども、国保税の特徴としましては、どうしてもそういうふうには構成的にも収納率低くなる、これは全国的傾向ということでございます。

その中で若干ではあります、当町においては収納率が上がってきております。今後もそういった収納率に関しましては、県としても全国的に低いということで、市町村でも収納率が上がるように頑張ってくださいということをお願いして

まして、全県的に県内で見ても収納率は若干ではありますが、藤崎町と同じように上がってきておりまして、そういったことでこれからも努力していきたいと考えております。

以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

国保の被保険者の特徴として、高齢者や無職や自営業者、そういうのが多いという構造的な問題を抱えているわけがあります。協会けんぽとかそういうようなことから見ましても、保険料も割高になっているし、いずれにしても私が聞きたいのは、そういう概略は課長の説明でよく分かった、よくというか概略分かったんですけども、どんな努力をしているのかというのをもうちょっと説明してほしいなということと、それから、保険料統一、全県統一でやろうという、既に埼玉だとかだと思ったんですけども、全県統一市町村の多少の、今は平内町辺りが一番高いんですけども、全県統一の保険料にしようという県段階の検討というのは、どの程度進んでいらっしゃるのか、また検討を始めているのか、その辺の情報について明らかにしていただきたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

まず取組の関係は今、税務課長のほうからお話しされると思いますが、今の全県統一というお話でいきますと、七月に第一回のワーキンググループが開催されたばかりでございます。

そして、どういう内容をどういう形にするのかという、まずは七月の場合は、市町村全てが集まったの顔合わせのような状態でしたので、これから第二回、第三回と続いていく中で、一つずつその協議項目というのが解決されていくものというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにごいませんか。税務課長。

○税務課長（佐々木克尚君）

取組といたしましては、滞納整理機構のほうに移管して、機構さんのほうに頑張ってもらっているということもあります。どうしてもそういうふうに滞納額も多いですし、収納意識の低い方が多いということで、滞納整理機構のほうに移管して、それで移管して収納のほう努力してもらっているということでもあります。

また、職員のほうも、県のほうからもやっぱり収納率ということで、全国的に青森県は低いということで、市町村のほう頑張ってくださいということで、会議等もありますし、その際収納率がよく議題になって力を入れておりますので、そういったことを意識して頑張っているところでございます。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

じゃあ、もう1点だけ。ページ数は、これは二百三十一ページです。

高額療養費の問題であります。高額療養費八%ほど減になったというようなことなんですけれども、これがあるおか

げで、病気になったときでも我々普通の人も含めて大変助かっているといいですか、救済されているわけであります。それで、この一般被保険者高額療養費一億四千四十七万ほど決算としてやっているというようなことなんですけれども、この年間のいわゆる高額療養費、記憶によりますと三万五千四百、非課税世帯は三万四千五百円以上を基準にするとかいうのがあるんですけれども、この高額療養費の内容や件数というのはどういうふうな内容になっていらっしゃるんでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

一般被保険者高額療養費については、今委員申しましたとおり非課税で三万五千四百円、それから所得二百十万元以上、所得二百十万以下、五万七千六百円という形になってございます。

それから、高額療養費の件数につきましては千九百四十八件です。うち、乳幼児子ども医療費に関しましては十件というような形、内容となっております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

これで質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第六十四号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十五号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

それでは、議案第六十五号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、令和四年度の実質収支についてご説明申し上げますので、決算書の二百六十八ページをお開き願います。

実質収支に関する調書におきます一の歳入総額は、三億四千二百八十八万七千二百六十六円、二の歳出総額は、三億三千六百四万三千八百五十六円となり、三の歳入歳出差引額六百八十三万七千八百七十円は、全額翌年度へ繰越しするものであります。

続きまして決算の概要についてご説明申し上げますので、二百五十六ページをお開き願います。

歳入についてであります。第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目特別徴収保険料の収入済額は六千七百三万七千円、第二目の普通徴収保険料が三千六百六万八千九百円となり、このうち現年度分普通徴収保険料収入済額は三千五百七十五万九千六百円で、徴収率は九十九・五％となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金の収入済額は、千四百九十三万五千二百四十三円で、職員給与費等繰入分と、広域連合事務費繰入分であります。

第二目の保険基盤安定繰入金の収入済額は、五千二百二十五万二千八百八十円で、保険料の軽減に対する公費負担であります。

第三目の療養給付費繰入金の収入済額は、一億五千四百八十一万円で、広域連合で給付をしている被保険者の療養給付費に対する公費負担分であります。

第四款の繰越金の収入済額は、六百六十三万三千七百七十円で、前年度からの繰越金であります。

次に、二百五十八ページをお開き願います。

第五款諸収入第三項雑入の第一目返納金の収入済額は、千百十一万二千七百三十三円で、令和三年度分市町村療養給付費の確定精算に伴うものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、二百六十四ページをお開き願います。

第一款総務費第一項総務管理費の支出済額は、七百二十三万四千九十五円で、担当職員の人件費及び業務のための物件費等が主なものであります。

二百六十六ページをお開き願います。

第二款後期高齢者医療広域連合負担金第一項第一目後期高齢者医療広域連合負担金の支出済額は、三億千六百七十二万六千八百八十円で、備考欄に記載の内訳といたしましては、保険料等負担金が一億五千五百十五万四千六百八十円で、町で収納した保険料及び保険料軽減額の公費負担分となる保険基盤安定負担金などを広域連合へ納付するためのものであります。

次に、広域連合事務費負担金は、六百七十五万六千円で、広域連合職員の給与費等に係る共通経費町負担分でありませす。

次に、療養給付費負担金は一億五千四百八十一万円で、広域連合で給付事務を行っております療養給付費に対する町負担分であります。

第三款諸支出金第二項第一目一般会計繰出金の支出済額は千百十一万二千七百三十三円で、令和三年度分の療養給付

費負担金確定に伴い、一般会計の精算を行ったものであります。

なお、町後期高齢者医療事業におきます医療費や保険料などに係る過去五年間の動向につきましては、別冊決算説明資料のとおりであります。

令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましてはの説明は以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。何かございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

後期高齢者医療制度の広域連合で、県全体の広域連合で実施しているという、事務的には町でやっているところがあるわけですがけれども、ページ数でいきますと二百六十七ページの後期高齢者医療広域連合負担金というのがございます。全体としては三億千六百七十二万、三億円も負担しているんですけれども、その中で保険料負担金というのが一億五千五百十五万、一億五千万円余負担しているわけなんですけれども。

その保険料負担の基本的な収入に対する割合、結論お聞きしたいのは、保険料負担の算定基準というのを明らかにしていただきたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

今の負担金の関係で申しますと、保険料分一億二百九十万千八百円、これは納付された保険料分です。それから保険

基盤安定分が五千二百二十五万二千八百八十円。これが保険料軽減分という内訳になります。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

一億、保険料で集まった分が一億円軽減分を足し算にすると、一億五千万ほどになるんですか。その辺もうちょっと詳しく、被保険者としても保険料負担を七十五歳以上の方も負担しているわけですから、もう一度確認したいと思いませんけれども、保険料負担金の内容です。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

保険料軽減分が先ほど申しました五千二百二十五万二千八百八十円ということの負担になってございます。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、資料を見ますと、後期高齢者医療の令和四年度七十五歳以上の人は、この資料は皆さんに渡っていると思うんですけれども、令和四年度二千四百十五人ほどあるんです。軽減措置という七割、五割、二割でしたか。ほと

んどというか、どれぐらいの割合で軽減措置を受けている実態になっていらっしゃるのでしょうか。

資料によると、二千四百十五人が何かちょっと少ないなという思いもあるんですけども、軽減措置の対象になっているのはどれぐらいの割合になっていらっしゃるのでしょうか。人数というか、それでもよろしいです。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

人数につきましてはちょっと今詳細資料を持ってきておりませんでした。ただ、保険料の軽減措置については七割、五割、二割ということで、制度上なっております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

一点だけ、何か年寄りが増えているから医療費が一路増大しているというふうなマスコミの論調や、一部の論調もあるんですけども、医療費の動向というのを見ますと、平成三十年で二十億、そして令和三年度も二十億三千百三十七万、令和四年度も二十億九千二百九万、二十一億弱という一路増大一方というようなことではないと思うんです。令和四年度についてはコロナの影響もあったから病院に行かないという側面もかなりあったのかなというふうには思いますけれども、この五年の推移を見ますと、令和二年度においては医療費の動向でいくと十八億弱になっているんですね。ですから、年寄り病院に行き過ぎているというような言い方はあんまり正確でないのかなというふうに思うんですけれど

ども、この決算説明資料の医療費の動向というのについて、どのように平成三十年から令和四年度の費用額というのがありますけれども、どのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（石井 孝君）

お答えいたします。

医療費の動向についてですけれども、どうしても一回で、例えば医療施設を訪れたときに一回で済まないような状況がございます。どうしても月に何度も病院へ行く。それから薬剤、いわゆる薬代に関しましても、高額なものというものが多いうふうに思っております。

今後も、高齢者に関しましては、どうしても人数的な部分では増えていくイコール医療費のほうも多少なりとも増えていくというふうに感じております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十五号は認定するものと決定いたしました。

次に、議案第六十六号令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とい

たします。

歳入歳出決算の説明を求めます。阿部委員。

○阿部祐己委員。

休憩をお願いしたいんですが。体調がちょっと。

○委員長（吉村忠男君）

では、換気のため休憩いたします。再開時刻は十時五十五分といたします。

休 憩 午前十時四十五分

---

再 開 午前十時五十六分

○委員長（吉村忠男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き歳入歳出決算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

私のほうからは、議案第六十六号令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましてご説明申し上げます。

まずは、令和四年度の実質収支についてご説明申し上げますので、決算書三百十二ページをお開き願います。

令和四年度の決算は歳入総額が十八億七千三百八十八万五千十二円、歳出総額が十七億七千七百二十七万三千四十六円となり、歳入歳出差引額九千六百六十一万九千六百六十六円は全額介護保険財政調整基金へ積立てしたものであります。

続いて、決算の概要についてご説明申し上げますので、二百八十二ページをお開き願います。

まず、歳入の第一款保険料第一項第一目第一号被保険者保険料の収入済額は三億二千八百七十三万二千二十二円で徴収率は九十五・九％、収入済みの前年度対比で一・四％の減となったものであります。なお、二年の時効などによる不納欠損額は十二名分、六十七万八千五百三十円でありました。

次に、第三款国庫支出金第一項第一目介護給付費負担金の収入済額は三億千二百八十四万七千六百九十九円で、居宅介護給付費に対する二十％分と施設等介護給付費に対する十五％分の国の法定負担金であります。

第二項国庫補助金第一目調整交付金の収入済額は一億二千百六十三万五千円で、国が全国の市町村の高齢化の状況や所得水準と給付費の状況を調整した結果により交付されたものであります。

二百八十四ページに移りまして、第四款支払基金交付金第一項第一目介護給付費交付金の収入済額四億二千四十二万五千円は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費に対する二十七％分の法定負担金であります。

第五款県支出金第一項第一目介護給付費負担金の収入済額は二億四千四百十一万三千六百九十七円で、居宅介護給付費に対する十二・五％分と施設等介護給付費に対する十七・五％分の県の法定負担金であります。

二百八十六ページに移りまして、第七款繰入金第一項第一目介護給付費繰入金の収入済額は二億七百六十九万八千円で、介護給付費に対する十二・五％分の町の法定負担金であります。

二百八十八ページをお開き願います。

第二項基金繰入金第一目介護保険財政調整基金繰入金の収入済額は七千八百二十六万二千元で、財源補填のため基金を取り崩し、繰入れしたものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、二百九十六ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目一般管理費の支出済額は三千四百五十四万五千九十一円で、職員人件費が主なものであり

ます。

三百ページをお開き願います。

第二款保険給付費第一項第一目介護サービス等諸費の支出済額は十四億三千七百七十六万七千五百三十一円で、要介護の認定を受けた方が利用されたサービス給付費であり、前年度対比〇・二%の増となったものであります。内訳といたしましては、デイサービスやホームヘルプサービスなどの居宅介護サービス給付費が五億四千五百二十五万九千四百一十一円で、前年度対比二%の減、グループホームなどの地域密着型介護サービス給付費が三億三千二十三万二千二百四十五円で、前年度対比〇・三%の増、特別養護老人ホームなどの施設介護サービス給付費が四億九千九十一万五千七百六十六円で、前年度対比二・七%の増となったものであります。

第二目介護予防サービス等諸費の支出済額は千四百三十九万九千九百五十二円で、要支援の認定を受けた方が利用された介護予防に係る費用であり、前年度対比では〇・〇%ちょっとした微増となったものであります。

三百二ページに移りまして、第三款の地域支援事業費は、制度改正に伴い平成二十八年度途中から移行した総合事業に対応した事業が主なものであり、第一項第一目の介護予防・生活支援サービス事業費が通所型、訪問型サービスなどで、支出済額は三千三百六十五万二千六百七十八円、前年度対比では五・一%の減となったものであります。

三百四ページをお開き願います。

第二項の一般介護予防事業費は、げんき教室やらく楽教室といった介護予防把握事業などを実施し、次の第三項の包括的支援事業・任意事業費は、第一目の総合相談・権利擁護事業費から、三百八ページの中段、第七目の地域ケア会議推進事業費まで、町社会福祉協議会に委託して実施している地域支援事業に係る費用などであります。

第五款諸支出金で、三百十ページに移りまして、第三項繰出金の支出済額は千七百三十三万九百三十一円は、一般会計との精算によるものであります。なお、被保険者数、要介護認定者数、給付費及び保険料に係る過去五年間の動向に

については、別冊決算説明資料のとおりであります。

令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件についての説明は以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。何か質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページでいきますと、これは三百七ページ、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、その中で運営委託料千六百四十九万ほど計上されておるんですけども、これはどのように運用といいますか、支出をされている、委託先だとか、運用はどのようになされているものなんですか。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

二目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、基本的には町の包括支援センターに委託している事業でございます。様々な介護に関する相談とか、そういったことにつきまして、全般的にお願いしているという部分でございます。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

町の包括支援センターだけが対象だというふうにはちょっと思えないんですけれどもね。思えないんですけれどもというのはちょっと私の独断というか、思い込みなのかもしれないけれども、そうしますと地域包括、支出済額全体では二千四十七万ほどなんですけれども、地域包括申請システム機器更改業務委託料、機器の更改をしたんですよと、三百三十万円、これも町の包括支援センターにやったものなんですか。

地域包括支援センターの実態はどのようになっているのかということともちょっと関わるので、内容的には、機器更改これは町の包括支援センターの分なのかというようなこと、ケアマネジメント支援事業というのは町の包括支援センターだけのことなのかということ、二点です。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

この委託料部分に関してだと思うんですが、まず一つ目、地域包括支援センターシステム機器更改業務委託料三百三十万円、これにつきましては包括支援センターと町介護係を結ぶシステムがございます、介護に関する。このシステムを耐用年数が来たから更改したと、改めて設置したというものでございます。

それから、その支援センターシステムの保守業務、これは毎年かかるものでございます。

最後の包括的継続的ケアマネジメント支援事業運営委託料、これが先ほど申しあげました主になるんですけれども、高齢者が住みなれた地域において尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者に係る保健医療、福

社等に係る多様な支援等を総合的、包括的、継続的に提供するための体制を整え、また個々の介護支援専門員に対して支援等を行うものであります。その包括支援の業務に対する、ほぼ大勢を占めるのは人件費でありますけれども、そういった経費でございます。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

いや、ですから私が聞いているのは、じゃあこれ包括支援というか、町の包括支援の活動をしているのは様々な事業所があるというふうにも理解するんですけども、この継続的ケアマネの支援、これはときわの温泉のところにある包括支援センターだけなんですというふうな理解でよろしいんですか。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

この項目に限らず、三款に係る部分、多くは社協や包括支援センターに委託している部分が、主なものでございます。一般の民間がやられているケアマネジメントとか、そういったこととは直接関係なく、町が本来やるべきところを包括支援センター、もしくは社協、ここに委託している部分という意味合いでございます。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

じゃあ三百五ページのげんき教室、らく楽教室だとかその辺はちょっと分かるんですけども、その中で地域介護予防活動支援補助金百八十三万円というふうになっているんですけども、これは主に説明で社協、町社協に委託している補助金だというふうな言い方だと記憶しておるんですけども、この百八十三万円というのは主に人件費なんですか、それとも何か支援補助金の内容を明らかにしていただきたい。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

三百五ページの下の方の地域介護予防活動支援補助金に関してでよろしいかと思うんですが、百八十三万六千円、これにつきましては、介護予防目的として各地域で老人クラブであったり、町内会であったり、そういったところで、年間通して何回も地域サロンと、そういったことを介護予防事業をやっている、その団体に対する補助金が主でございます。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

地域の老人クラブなどがやっている予防活動といいますか、それに支出しているんだというような説明でありましたので、その点は理解いたしました。

ページ数は三百一ページの介護サービス等諸費保険給付費の中の介護サービス等諸費の中で、居宅介護サービス計画

給付費六千七百三十六万と、金額的には六千七百三十六万というふうになっておるんですけども、これも内容的にはどういった内容なんですか。もうちょっと分かりやすく追加説明をしていただきたい。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

いわゆるサービス計画を作成するための給付というものでございます。ケアマネジャーさん、この方がプランを作成して、四年度で言いますと、それに関する件数は四千九百四十七件のケアプランを作ったものに対して支払いをするというものでございます。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、これはケアマネさんがケアプランを作成して、施設入所とかあるいはまたいわゆる居宅でやれる分、家事支援も含めて、そういうケアプランを作成した作成に対して、支払われたというようなことでよろしいんですね。

五十嵐議員も聞いていましたけれども、ケアプランの作成量が四千九百、五千件もある、それを作成してそれに対する対価として支払っているけれども、今後五十嵐議員も聞いておりましたけれども、ケアプランの作成料そのものに追加支払いや、追加的な報酬支払いを検討するとか、そういうことも質問してはいたんですけども、そういう検討というのはどれくらい、どのようになされていたのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

ケアプランの作成、ケアマネジャーさんに対する報酬というのは、私の知る限り具体的には検討されていません。ただ、介護事業全体、介護業界と申しますか、そういった働く方の支払いというのは随時アンケートとか取って、項目項目ごとに、それこそ報酬が増やさなきゃいけないとか、そういう検討をされていると見ております。

それから、今五十嵐議員の話出ましたが、五十嵐議員が質問されていたのは、認定調査、計画の作成ではなくて、認定調査の件でございます。こちらは町単費で一件二千二百円ということでやらせてもらっています。これに関しましては、町独自で決められる金額でございますので、近隣の市町村の動向を見ながら、第九期、できれば第九期に合わせて、間に合わなければ、その後速やかにその辺の検討を加えていければというふうには考えてございました。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

これで質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

もう一問だけ聞いたかったですけれども、何か質疑はないとみなしますということでしたので。

コロナ禍の中で介護事業所従事者、よく本当に頑張ったというふうに思っております。その点では感謝したいというふうに思っております。令和四年度の藤崎町介護保険特別会計の認定には、しかしながら賛成できません。詳しくは本会議で述べたいと思っておりますけれども、多くは介護事業の実施に必要なものでありますが、賛成できないその理由は、介護保険の保険料と利用料のさらなる軽減を国は責任を持って図るべきだという理由からであります。

老後の安心というのは高齢者だけでなく、働き盛りの人にとっても安心の見通しを持てるものだという事でありませぬ。具体的には、生活が大変な中で、保険料を負担しても施設入所すると八万円から十万円、十二万円も負担しなきゃならないというような現状そのものを軽減する必要があると思っております。

財政的に具体的には、国庫負担率をさらに五％程度引き上げるようにすべきではないかと。そしてまた、訪問介護やヘルパー、従事者等の報酬をさらに抜本的に報酬引上げの措置を取るべきだというふうに思っております。

二つ目は、保険料の負担区分、現在は町では九段階というふうになっておりますけれども、所得の高い人にはさらに応分の負担をしていただくというようなことで、他市町村でやっております十三段階の保険料納付負担基準、これを設定して、高所得者にはさらに負担は求めることが必要ではないかというようなことで、本会計の認定に賛成できません。

○委員長（吉村忠男君）

ただいま私の不手際で、浅利委員の反対の意見ということは言い忘れまして。本当にご迷惑をおかけいたしました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。三上委員。

○副委員長（三上道人君）

議案第六十六号に賛成するものであります。

令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算は、歳入十八億七千三百八十八万円余りにおいて、保険料をはじめ堅実に歳入を確保し、歳出十七億七千七百二十七万円余りにおいて、厳しい財政環境の中、保険給付費が

第八期事業計画の範囲内で推移するなど、適正に推移しており、評価できるものであります。

したがって議案第六十六号令和四年度藤崎町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件に関して賛成するものであります。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（吉村忠男君）

起立多数であります。よって、議案第六十六号は認定するべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十七号令和四年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

それでは、議案第六十七号令和四年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要をご説明いたします。

決算書の三百三十ページをお開きください。

初めに、事業の概況についてのイの給水の状況について説明いたします。

令和四年度の給水戸数は五千六百二十八戸、給水人口は一万四千四百七十四人で、普及率は九九・七％となりました。年間総配水量は百四十八万七千八百八立方メートルに対する有収水量は百二十五万六千八百二十二立方メートル

で、有収率は前年度に対し二・八ポイント減の八十四・五％となったものであります。経営収支の状況につきましては、後ほど収益費用明細書及び資本的収入支出明細書にて説明いたします。

次に、（二）の経営指標に関する事項であります。百分を超えていることが望ましいとされ、経営の健全性を示す指標である経常収支比率は百十三・三％、そして、こちらも百分を超えていることが望ましいとされ、料金水準の妥当性を示す指標である経費回収率は百十三・五％となりました。また、有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標である有形固定資産減価償却率は七十三・二％であります。

次に、収納の状況について説明いたします。

三百三十三ページをお開きください。

収納の状況の表の給水未収金の欄をご覧ください。令和四年度の未収金は、現年度分が千三十二万円余りで収納率が九十七・二％、過年度分が二千三百二十三万円余りで収納率が三十一・九％、未収金合計額は三千三百五十五万円余りで収納率は九十一・七％となったものであります。

次に、企業債の残高について説明いたします。

三百三十五ページをお開きください。

令和四年度末企業債残高は三億四千七百九十九万円余りで、借入先別では、財務省が二億八千四百五十四万円余り、地方公共団体金融機構が五千八百五十三万円余り、市中銀行が四百九十二万円であります。

三百三十七ページをお開きください。

ここから収益費用明細書の主なものについて説明いたしますが、決算額については全て消費税及び地方消費税の額を除いたものであります。

まず、収益について説明いたします。

収益総額は三億四千六百七十七万円余りとなりました。第一項営業収益三億三千二百四十三万円余りのうち、第一目給水収益は三億三千百七十七万円余りで、水道料金が三億二千百四十三万円余り、メーター使用料が千三十三万円余りです。第三目他会計負担金は、消火栓の修繕に伴う負担金です。第二項営業外収益千四百二十二万円余りのうち、主なものは第三目長期前受金戻入千三百六十一万円余りで、これは減価償却費に対応する現金を伴わない収入です。

次に、費用について説明いたします。

三百三十八ページをお開きください。

費用総額は三億六百十四万円余りとなりました。第一項営業費用二億九千七百六十四万円余りのうち、第一目浄配水費は一億五千八百二十二万円余りで、第六節修繕費は二千四百六十二万円余りです。修繕費の主なものは、西豊田浄水場排水制御盤等修繕工事費が千百万円です。第七節動力費八百六十八万円余りは浄水場の運転に係る電気料、第九節受水費一億二千百十二万円余りは、水道企業団から水を買うための費用です。第三目総係費は四千七百八十万円余りで、第一節の給与から次ページ六節の法定福利費引当金繰入額までの給与関連費用額は三千五百四十五万円余りです。

三百三十九ページに移りまして、第十二節委託料は六百十七万円余りで、主なものは水道メーター検針業務委託料四百八万円です。

三百四十ページをお開きください。

第四目減価償却費は九千七十六万円余りで、有形分が八千六百七十四万円余り、無形分が四百二万三千元です。

第二項第一節企業債利息は八百三十八万七千円余りです。

収益から費用を差し引いた当年度純利益は四千六十二万円余りで黒字決算となったものであります。

三百四十一ページをご覧ください。

資本的収入支出明細書の主なものについて説明いたしますが、決算額については全て消費税及び地方消費税込みであります。

まず、収入について説明いたします。

収入は三百三万円余りで、消火栓更新工事に対する一般会計負担金であります。

支出は総額で七千五百九万円余りとなりました。第一項建設改良費第一目排水設備費第一節工事請負費二百九十九万円余りは消火栓の更新工事費であります。

第三項一節企業債元金償還金は七千百九十五万円余りであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額七千二百五万円余りについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額や、減債積立金及び損益勘定留保資金で補填したものであります。

令和四年度水道事業会計決算の概要については以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

三百三十ページです。有収率八十四・五％とありますが、これをどのように評価しているのか。私毎年言っているんですけども、事業の総括であるならば、その評価についても言及するべきではないでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

有収率については、今年は昨年度に比べて悪化しております。百分にならない理由としては、いろんな要因が考えられるんですが、消火栓から出た水の量とか、あとは漏水による減免した分、一番多いと思われるのが地下配管からの漏水分ということが考えられます。確かにうちの町も排水管については老朽化が進んでいるので、漏水の量とかもこれから増えてくるのかなと。その辺も踏まえながら、今後の事業運営は考えていかなきゃいけないなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

例えば何%以下だと水道管の老朽化がすごく進んでいるとか、そういう何か評価の基準というか、目安あるいは他市町村との比較とか、要はこの数字を八十四・五%をどういうふうに評価すればいいのかなというところでは。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

他町村の状況ですが、私手持ちのものは令和三年度のものになります。県内で一番高いのが九十八・七%というところになります。一番低いところになると六十一・一%という団体がございます。うちの町は令和三年度においては八十七・二%ということで、真ん中ぐらいだとは思いますが、この率が幾らだからどうというような基準が示されている

というものは、ちょっと私把握していないのであれですけども、確かに管の布設からの経年年数を考えると、妥当なところなのかなというような認識でおります。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

参考までに九十八・七%とか六十一・一%がどこの市町村なのかは、公表されているものですか。よろしかったら、お願いします。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

県内で一番よかった九十八・七%は中泊町さんです。六十一・一%と一番低かったところは、久吉ダム水道企業団になります。これは県のホームページに、毎年青森県の水道という形でデータが公表されているところから持ってきたものになります。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私も関連して、お聞きいたします。有収率の問題、ある種の基準というか、でも大きな原因は漏水が大きな要素とな

っている、消火栓の火事が多くてよく使ったというようなケースもあり得ると思うんですけども、お聞きしたいのは、いわゆる今は日本全国の水道管、老朽化を迎えている段階なんですね。そして、藤崎町でもいずれ順番を打ってやらなきゃならないというふうな時期を迎えているんですよ。

そういう私は認識なんですけれども、まず現状の認識、そして、それをどこの、例えば私の住んでいる久井名館なら久井名館、あるいはまた福島なら福島の老朽化が進んでいる、老朽化って布設した年度によって分かるじゃんね。水道台帳によって。ですから、どういう段階にあるのかというそういう調査というか、そういうのはやっていると思うんですけども、私が二つ目に聞きたいのは老朽化、一番古いと思われる布設したところを実際は検査というかしているのかどうかというか、そういう取組は黒石辺りも大分老朽化しているから、専門のチームなんかつくって何かやっているみたいなんですけれども、そういう老朽の度合いなり、破れたからちゃんとしようというようなことだけじゃなくて、老朽管の調査なりそういう漏れていないかという調査なり、そういうのはやられているんでしょうか。お金をかけてやっているんでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

調査の件については、上下水道課長から後ほどお答えさせます。

ご指摘のように藤崎町、そして合併してからもう十八年目を迎えましたけれども、旧常盤村、非常に埋め込んだ年数が相当古い地域もございます。今の木村上下水道課長でございますけれども、前任者の前任者になるのかな、阿部 悟の時代に全町の水道管の布設替え、もう色に、地図に落として、ここの地域は何年度やった、ここの地域は何年度やったということで、それはもう今原課の課長が持っています。その当時から布設替えをいつ頃やって、やらなければなら

ないのか、シミュレーションを立てなさいという指示をしているところでございます。

それに基づいて、原課では恐らく一番早く水道管を埋め込んだ地域の調査、点検とかはそろそろ代えるのかもやっているのか、そこは担当課長からお答えさせます。

以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

まず布設時期と更新時期の兼ね合いという話ですが、確かにデータはございます。国のほうの指針といたしますか、水道管の耐用年数は四十年という形になっているんですが、それの一・二倍、四十八年をめどに交換していきなさいというような指針がございます。それに基づけば、藤崎町は令和十年度頃から始めていかなきゃいけないのかなというような形で、私資料はもらったものがございます。

ただ、工事を進める上で、古いところから先にとということじゃなくて、重点的にやらなきゃいけないところ、管の太さとかも変えていかなきゃいけないとかいろいろ状況がございますので、その辺は新たに全体を見直して、計画を組み直してからのスタートというような形になるのかなと考えてございました。

漏水の調査についてですが、当町においては夜間、管の上を歩いて聴診器当てて聞くというような、そのような漏水調査というのはこれまで実施したことがございません。

以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに。浅利委員。

○浅利直志委員

聴診器は当てるの一番いいかどうかという、そういうやり方よりもいわゆる漏水対策に取り組んでいる先進自治体の例をぜひ学んでいただいて、ファイバースコープのように、これは下水道のほうはそういうふうにやったりしていてもいいので、そういう何かいい事例を費用対効果もありますけれども、そういう方向、ぜひ検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

それで、質問はこの間受水費、企業団から水を受け入れて、受水費といいますか、仕入れないとユーザーといいますか、利用者に水を供給できないという関係になっているわけでございます。

ページ数は三百三十八ページの受水費一億二千百十二万ほど、受水費として費用支出をしているんですけれども、これは前年度とちょっと調べてはいないんですけれども、前年度と比べて同じぐらいなのか、下がったのか、その辺はどういうふうな認識でいらっしゃるのか。今後の、これからというか、令和五年度に当たっては電気料金も上がるわ、大変な物財費も上がるというような状況ですので、今年度の見通しなどについてはどのようなお考えなのかという、どのように評価しているのかということについてお聞きいたします。前年度との比較でどうなのかということについて、まずお聞きいたします。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

受水費ですが、ほぼ変わりありません。令和三年度の決算額は、一億二千百二十二万二百二十九円でありました。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今年度の見通しもほぼ同じの内容だというふうに受け止めておるのでしょうか。関連して企業団としても広域的にい  
わゆる導水管といいますか、そういう太い管の管理、切替えやあるいはまた浄水場というかそのもののメンテナンスや、  
新しくやるから料金については検討していきたいんだというようなことも報道されたやに私は記憶しておるんですけれ  
ども、町長でもいいですけども、企業団としての事業計画といいますか、そういうもの、ここの何年間かの事業計画  
というのはどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

今年度の見通しであります、当町と水道企業団とで協定書を結んでおりまして、水道料金についてはその協定に基  
づいて、使った分について幾らというような形で支払いしているので、それほど動きはない、例年並みの推移で行くも  
のと考えております。

それから、企業団については、ちょっと私不勉強で申し訳ないんですが、今年になったばかりで企業団をまだ訪問し  
たこともなくて、ちょっと状況がよく分かっていないものですから、答弁はこの場ではちょっと控えさせていただき  
たいと思います。申し訳ありません。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

じゃあ企業団に行っていらっしゃいます町長に何か、企業団としての事業計画などここ一、二年、三年のありましたら、お分かりのことを明らかにしていただきたい。

○委員長（吉村忠男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

年間四、五回の会議はあります。結構基金もありまして、将来に向けて例えば送水管とか様々な工事が目前に控えているということで、全体的に例えば水道供給する費用、費用というもの、原価を下げるといような議論はまずないです。

ただ、今西北のほうで企業団に入っていますので、向こうのほうは今設備投資して、つがる市、あるいは五所川原、そういう西北の工事が今最中、進んでいるところがございます。具体的には、今後こういう形でこういう送水管の工事とか何とかここ数年の間には出てくるだろうと思っているところです。現状では、具体的にはそこまではまだ来ていないというところがございます。よろしいですか。

○委員長（吉村忠男君）

これで質疑をなしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十七号は認定するものと決定いたしました。

次に、議案第六十八号令和四年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

それでは、議案第六十八号令和四年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要をご説明いたします。

決算書の三百六十六ページをお開きください。

初めに、事業の概況についてのイの整備率及び加入率の状況の加入率について説明いたします。

公共下水道の加入率は、前年度より〇・三ポイント増の八十一・八％、農業集落排水事業の加入率は、前年度より〇・五ポイント増の七十七・四％となりました。経営収支の状況につきましては、後ほど収益費用明細書及び資本的収入支出明細書にて説明いたします。

次に、経営指標に関する事項であります。

三百六十七ページをご覧ください。

公共下水道事業の経常収支比率は百一・九％、経費回収率は九十八・五％、有形固定資産減価償却率は三十一・一％であります。農業集落排水事業の経常収支比率は百三・九％、経費回収率は八十四・五％、有形固定資産減価償却率は五十一・三％であります。

次に、収納の状況について説明いたします。

三百七十一ページをお開きください。

未収下水道使用料の欄をご覧ください。令和四年度の未収金は、現年度分が七百五十九万円余りで収納率が九十九・〇％、過年度分が七百七十五万円余りで収納率が五十一・八％、未収金の総合計額は千五百三十四万円余りで収納率は九十八・一％となったものであります。

次に、企業債の残高について説明いたします。

三百七十三ページをお開きください。

ロの企業債の残高の表をご覧ください。令和四年度末企業債残高は四十二億千五百七十八万円余りで、借入先別では、財務省が二十四億六千九百四十五万円余り、かんぽ生命保険が一億三千六百四十八万円余り、地方公共団体金融機構が九千二百四十三万円余り、市中銀行が九億三千三百七十五万六千円、市中銀行以外の金融機関が六億千三百六十六万円余りであります。

三百七十六ページをお開きください。

ここから収益費用明細書の主なものについて説明いたします。

まず、収益についてであります。

収益総額は五億三千二百三十五万円余りとなりました。第一項営業収益二億百九十八万円余りのうち、第一目下水道使用料が一億七千五百八十二万円余りであります。第二目雨水処理負担金二千百七十六万千円は、一般会計から繰入れしたものであります。第四目その他営業収益四百三十九万円余りのうち、第二節雑収益三百七十八万円余りは、令和三年度分の岩木川流域下水道維持管理負担金精算還付金であります。

第二項営業外収益三億三千二十三万円余りのうち、第二目他会計補助金一億八千三百七十四万円は一般会計から繰入れしたものであります。

三百七十七ページに移りまして、第三目長期前受金戻入一億四千六百四十八万円余りは減価償却費に対応するもので、現金収入を伴わない収入であります。

次に、費用について説明いたします。

三百七十八ページをお開きください。

費用総額は五億千六百七十九万円余りとなりました。第一項営業費用四億六千五百四十四万円余りのうち、第一目管渠費は二千六百二十万円余り、そのうち第二節光熱水費四百二十四万五千円余りは中継ポンプの電気料であります。第四節委託料は千四百三十三万六千円で、主なものは、公共下水道事業では污水管清掃業務委託料が三百八十万円、農業集落排水事業ではマンホールポンプ場維持管理業務委託料が二百十六万円、マンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料が二百十七万八千円、污水管清掃業務委託料が三百八十五万円であります。

第六節修繕費は六百二万三千元で、主なものは公共下水道事業では福島地区マンホールポンプ場ポンプ更新工事三百三十万円、農業集落排水事業では、水木地区マンホールポンプ場マンホールポンプ修繕工事百十万円となっております。

三百七十九ページに移りまして、第二目処理場費は六千八百九十三万円余りとなりました。

第五節委託料は二千五百七十一万円余りで、主なものは污水处理施設維持管理業務委託料千九百二十八万五千円あります。第六節手数料は七百四十八万円余りで、主なものは、汚泥収集運搬手数料が二百七十七万円余り、脱水汚泥収集運搬手数料が二百四十六万円余りであります。第七節修繕費は千二百十二万四千元で、主なものは常盤地区処理施設上澄み水排出装置修繕工事費が七百五十万円あります。第九節動力費二千六十一万円余りは、処理場の運転に係る電気料であります。

第四目第一節岩木川流域下水道維持管理負担金三千七百九十三万三千元余りは、事業の維持管理に係る町負担分であります。

三百八十ページをお開きください。

第五目総係費二千三十三万円余りのうち、第一節給料から第五節法定福利費引当金繰入額までの職員給与関連費用は千五百九十一万円余りであります。第十三節負担金は四百十三万円余りで、主なものは農業集落排水事業の飯田林崎処理施設維持管理負担金四百二万円余りであります。第六目減価償却費は三億千二百三万七千元余りで、有形分は二億九

千九百八十三万円余り、三百八十一ページに移りまして、無形分は千二百二十万円余りであります。

第二項営業外費用五千百三十万円余りのうち企業債利息が五千三十八万円余りで、償還先別では公共下水道等と農業集落排水事業の合計で財務省が八十一件四千二百三十八万円余り、地方公共団体金融機構が二十三件で百十四万円余り、かんぽ生命保険が二件二百二十一万七千円余りなどとなっております。

収益から費用を差し引いた当年度純利益は千五百五十五万円余りで黒字決算となったものであります。

三百八十二ページをお開きください。

ここから資本的収入支出明細書の主なものについて説明いたします。

まず、収入についてであります。

収入総額は三億八千七百十三万三千元となりました。第一項第一目下水道事業債二億二千四十万円のうち、第一節下水道事業債は八千七百八十万円、第二節資本費平準化債は一億三千四百六十万円余りであります。

第二項第一目他会計出資金九千二百三万三千元は、企業債の償還元金の原資として一般会計から繰入れしたものであります。

第三項第一目国庫補助金七千二百七十万円は、三千石堰事業に係るものであります。

次に、支出について説明いたします。

三百八十三ページをご覧ください。

支出は総額で五億七千六百五十万円余りとなりました。第一項建設改良費一億五千九百九十一万円余りのうち、第一目施設改良費は一億五千五百三万円余りで、第一節給料から第五節法定福利費引当金繰入額までの職員給与関連費用は七百十二万円余りであります。第六節工事請負費の一億四千五百三十九万八千円、第七節補償金百九十三万九千円余り、第八節賃借料九万七千円余り、第九節委託料四十七万三千元、第三目第一節土地購入費二十一万六千円は全て三千石堰

事業関連費用であります。第二目第一節流域下水道建設負担金四百六十六万二千円は、事業の建設計画に係る町負担分であります。

三百八十四ページをお開きください。

第二項第一節企業債償還金は四億千六百五十九万円余りで、償還先別では公共下水道と農業集落排水事業の合計で財務省が七十五件二億七千六百一十一万七千円余り、地方公共団体金融機構が十九件千七十二万五千円余り、かんぽ生命保険が二件千三百三十二万円余りなどとなっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億八千九百三十七万二千円余りについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金等で補填したものであります。

令和四年度下水道事業会計決算の概要については以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は三百六十七ページでございます。

この中で経営指標に関する事項、公共下水道、農業集落というようなことで、経営指標の推移として令和四年度では経常収支といいますか、回収率、これが八十四・五％になったんですと。その理由としては、三百六十七ページの排水、特に農業集落排水事業で電気料金の高騰による動力費、電気料金が大幅に増額されたんだと、大規模な改修工事と大幅な増額だというようなことなんですけれども、あとのほうの動力費、何か説明、どれぐらい、早い話が千五、六百ありましたね。説明されていましたが、動力費、集排のほうでは千万じゃないね、二千六十一万になったと、二千万

になりましたというようなことなんですけれども、前年度と比べれば、じゃあどれぐらい値上がりになったのか、その辺はどういう認識なんでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

お答えします。

令和三年度決算で、この農業集落の動力費なんですけど、千五百九十一万七千四百五十一円でございます。差額としては、約四百万ほど増加しているというような状況になっております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

四百万といえればかなり公共下水道のほうは、電気料金そのものはたしか七十万かそこらだと思いましたが、かなりの額、ウェートを占める額なのかなというふうには思うんですけども、それと大規模な改修、修繕の発生したというようなことについては、どういう工事、明細示されていますけれども、通常やらなきゃならないのもあるわけ、毎年度ですね。ですから、担当になったばかりでお聞きするのは申し訳ないですけども、どこのところが大きく余計かかったというふうな改修工事については、ご認識なんでしょうか。就いたばかりだからむしろすっきり分かるかもしれません。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

お答えいたします。

かかった費用についてなんですが、まず今の処理場費の五節委託料について、今年度二千五百万ほどです。前年度ここが二千百万ほど、四百万ほど増えてございます。その中身としては、常盤地区の処理施設オゾン脱臭装置の調子が悪くなってこの修繕費に三百九十万ほどかかっております。関連してなんですが、ちょっとまた調子が悪くて、今回の補正予算でもまた追加の点検費用といいますか、メンテナンス費用を計上させていただいております。

それと、七節の修繕費なんですが、昨年度は三百八十万ほど、昨年度令和三年度は三百八十万ほどなんですが、今年度は千二百万と、ここもかなり増えてございます。この一番上に載っている上澄み水の排出装置、これが七百五十万ほどかかっていますが、この装置が特殊なもので納入した業者さんでないとちょっと手がつけれないというようなもので、七百五十万ちょっと高額な費用を計上して修繕したというような形になります。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

こちらの処理場といいますか、学校の近くにもあって、そこに設置した常盤の時代のことですので我々もすごく胸の痛む、もうちょっと離れたところにできなかったのかなという思いはあるんですけども、いずれにしても結論として言えば、そういう処理能力をかなり限界に近いというか、そういう処理人口ですね。ですから、何かまた補正をしなきゃならない、補正というか修理しなきゃならないというようなことも生まれるので、抜本的な対策も考えなきゃならな

いような常盤の処理場、櫛の処理場について、というようなことに来ているんじゃないのかなという認識なんです。

お聞きしたいのは、そういうようなことからメンテナンスや修理代に余計かかったというようなことで、ここには一般会計からの繰入金によって賄っている状態ですと。これは必要なときはもう一般会計からも出さざる得ませんです。使用料単価の見直しに関する検討が必要となっていますというふうに明記しているんですよね。これは値上げが必要だというようなことだけのように受け止めるんですけれども、見直しの必要なそんな内容をもうちょっとここまで書き込んでいるわけですので、説明してください。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

下水道事業については基本的に汚水処理については、利用者が負担するべきという考え方で動いていると思います。その中で汚水処理費用で、使用料収入でその費用が今のところ賄えていないという結果が令和四年に出たというところで、今後その料金についてどうしていかなければいけないという、協議が必要かなというところでの認識しております。今すぐ料金を引き上げる検討に入るとかというところではなくて、財政当局とも話し合いながら、今後の在り方について検討していければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

三百六十六ページです。イの下水道事業の整備率及び加入率の状況について、公共下水道も農業集落排水も整備率に

ついてはどちらも百%なのですが、加入率が公共下水道でいまだに八十一・八%、農業集落排水でいまだに七十七・四%、いまだにがずっと続いているんですけれども、何年間もこの決算書に。水洗トイレにするためには、水洗トイレじゃない方が水洗トイレにするためには、かなり強い動機づけがないと、なかなかやらないと思うんですけれども、そういう加入率アップの対策は何か取られていますか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

これ個人の負担で水洗化してもらいなり、それこそ単純浄化槽を設置している家庭に下水道のほうに加入していただくということになると、そのご家庭の負担というところがかなり多くなると思います。うちのほうとしても、PRとしてはいろいろといたしますか、秋まつりのときに肥料配布とかしてやってはいるんですけれども、なかなかその妙案というか、すぐに改善できるような事業が思いつかないというところが実情です。

以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

要するに町の姿勢というか、待っているわけですよ。何かの工事費を一部助成するとか、そういう手だてはできないんでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（木村文徳君）

いわゆる受益者負担の考え方という部分になってくると思いますので、その在り方については検討の必要はあるとは思いますが、あくまでもそのご家庭のというような形になりますので、というところまでしかちょっと今のところお答えしようがないというところになります。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十八号は認定するものと決定いたしました。

以上をもって決算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。今まで議決いたしました本決算に対する決算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審議をいただき、大変ご苦労さまでした。

これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午後〇時十一分

---

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

委 員 長 吉 村 忠 男